

ネットワーク環境下における法律研究

伊 藤 博 文

1. はじめに
2. マルチメディア化とネットワーク化
 - 2-1. マルチメディア化の意味
 - 2-2. ネットワーク化の意味
 - 2-3. パーソナル・コンピューティングの変化
3. ネットワークと法律研究
 - 3-1. NIFTY-Serve を利用する
 - 3-1-1. 電子メール
 - 3-1-2. フォーラム
 - 3-1-3. 情報検索
 - 3-1-3-1. 新聞記事データベース
 - 3-1-3-2. 雑誌記事目録データベース
 - 3-2. インターネットを利用する
 - 3-2-1. 電子メール
 - 3-2-2. 情報検索の源としての The Legal List
 - 3-2-2-1. Hermes 計画
 - 3-2-2-2. CCAP 計画
4. おわりに

1. はじめに

本資料は、近時のパーソナル・コンピュータ(以下パソコン)¹⁾の進化より新たに可能となってきた機能、つまりマルチメディア化²⁾とネットワーク化³⁾を法律研究に活用することを述べつつ、その将来的な方向性を示すことを目的としている。これはコンピュータを道具として法律研究に導入するというコンピュータ法学(CaLS)研究⁴⁾の新たな展開状況を示すことでもある。

2. マルチメディア化とネットワーク化

1990年代前期におけるパソコンの進化には、すさまじいものがある。その進化のもたらす効用は、法律家にとって個人で利用できるコンピュータが扱える情報の質と量が、段階に向上することに現れてきている。

この進化の方向性を決めている要因は、ハード面としては、CPU⁵⁾の高速化にみられる処理速度の向上とネットワーク・ハードウェアの低廉化であり、ソフト面としては、MS-

- 1) パーソナル・コンピュータとは、多様化するコンピュータを分類区別する用語であるが、その定義付けは非常に曖昧である。現在のところコンピュータは、最上位に位置づけられる超高性能スーパーコンピュータ、オフィスで事務処理を大量かつ高速に行うオフコン、小型ながらオフコン並の処理能力とネットワーク機能を持ったワークステーション、そして、パーソナル・ユースのパソコンというものに区分されている。しかし、近時はパソコン自体のハードウェア性能が向上し、その上位のワークステーションに追いつきそうな状況となってきた。将来的には、スーパーコンピュータとパソコンへと二極分化し、この両者のみが生き残るコンピュータの区分け用語であろう。
- 2) マルチメディア(Multimedia)は元来、広告宣伝用語であるが、次の二つの意味を持つとされる。第一は、二つ以上のメディアを利用する広告プロモーションであり、多くの場合、主要媒体とそれを補完する媒体の統合が考慮されている。第二は、これまでのマスメディアとコンピュータが融合したもので、コンピュータのもつ情報の処理・蓄積・伝達の機能を有し、文字・静止画・映画・音声などの表現手段を使ったコミュニケーション可能なメディアがマルチメディアであるとされる。
- 3) ここでネットワークとは、コンピュータ・ネットワーク(Computer Network)のことであり、独立した複数のコンピュータ・システムを通信回線により結合させ、互いに情報資源を共有することができるよう設計されたシステムを指す。コンピュータ・ネットワークの特徴として、第一に、複数の処理装置を結合していること、第二に、処理装置が独立または共同して動作できること、第三に、処理装置間が有機的に結びついていることが挙げられる。このネットワーク化の効果としては、第一に、通信回線の共用による通信コストの削減がはかれること、第二に、分散による信頼性の向上、第三に、異業種間の結合による複合型業務処理の実現化、第四に、情報流通の促進が挙げられる。また、コンピュータ・ネットワークは、その規模によりローカル・エリア・ネットワーク(LAN)とワイド・エリア・ネットワーク(WAN)に大別される。
- 4) コンピュータ法学(CaLS: Computer aided Lega Studies)研究については、以下の資料を参照していただきたい。伊藤博文、「コンピュータ法学(CaLS)の可能性」、豊橋短期大学研究紀要第10号、1993年、194頁以下；伊藤博文、「電子文字化と法律研究」、豊橋短期大学研究紀要第11号、1994年、121頁以下。私が加入しているコンピュータ・ネットワークは次のものであり、こちらに意見や批判を送付していただければ幸いである。
InterNet: d43159g@nucc.cc.nagoya-u.ac.jp; NIFTY-Serve: QFF02244@NIFTYSERVE.OR.JP;
CompuServe: 73550,2244
- 5) CPU(Central Processing Unit)中央演算処理装置。人間の脳に当たるコンピュータの中核部分であり、マイクロプロセッサ、MPU(Micro Processor Unit)とも呼ばれる。ムーアの法則、「一つのマイクロプロセッサに集積されるトランジスタの数は18ヵ月毎に2倍になる」という米国インテル社の創始者の一人、ムーア博士が唱えた法則どおり、1978年に初めて発表されたインテル社のCPU 8086は2万9千個、1982年のCPU 80286は、13万4千個、1985年i386DXは27万5千個、1989年i486DXでは120万個、1994年Pentiumプロセッサでは330万個もの集積トランジスタが組み込まれているとされる。まさにすさまじい進化である。

Windows⁶⁾ にみられる GUI 化⁷⁾ によるユーザー・インターフェイス⁸⁾ の向上である。その両者の相乗効果としてマルチメディア化、ネットワーク化が発展し、さまざまな情報が処理可能となってきたと言えよう。

2-1. マルチメディア化の意味

マルチメディアという言葉は、さまざまなコンテキストで多面的な意味で用いられている。マルチメディア化とは、言葉どおり、複数の情報媒体を同時に利用可能な状況を作り出すことを意味する。そして、本資料が想定するパソコンにおけるマルチメディア化とは、パソコンが扱える情報が、従来の文字情報だけでなく音声、画像、動画等これまで個別に用いられてきたメディアをパソコンという情報処理機器上で統合化することを指す⁹⁾。そしてマルチメディア化されたものをさらに互いにネットワーク構造で統合することがハイパー

テキスト化となる¹⁰⁾。

このマルチメディア化によって可能となることは、伝達される情報の質と量が格段に向上することである。つまり従来画面出力される文字情報しか伝達できなかったコンピュータが、音声、画像、動画を扱えるようになったことは、伝える情報が多様化し、これまで伝達できなかった形態での情報が双方向に伝達可能となったことを意味する。その情報は、まず質的には、従来伝達には困難の伴う画像イメージ等が伝達可能になったことであり、量的には、これまでにない大量の情報量が容易に伝達可能となったことが最大の変化と言えよう。このことは、我々人類が、これまでの文字を主体とする情報伝達手段から脱却し、新たな情報伝達手段を獲得したこととなり、これまで言葉にならず文字情報では相手に伝えられなかった情報が伝達可能な環境を獲得することを意味するのである¹¹⁾。

6) 米国 Microsoft 社が開発した、MS-DOS 上のウィンドウシステム。MS-Windows の優れた点は、パソコンの機種に依存せず、アプリケーションソフトウェアを動かすことができること、CPU のタイムシェアリングによって、複数のアプリケーションを起動出来ること (マルチタスク)、異なるアプリケーション間でデータの共有が出来ること、メモリー管理の上限が実質上無くなったこと、そして、ユーザーインターフェースが GUI 化したこと等が挙げられる。

7) GUI (Graphical User Interface) とは、グラフィックを利用したユーザーインターフェイスのことである。GUI とは、視覚にうったえる物 (例えばアイコン) を媒介物として、ユーザーにとってわかりやすくコンピュータと対話させようとする役割を果たす発想である。GUI 化された OS の代表である MS-Windows やマッキントッシュ OS では、実行したいアプリケーションのアイコンにマウスポインタを合わせ、クリックするだけで実行できる。GUI がパソコンへもたらす大きなメリットは、自分のこれから行なう操作を、視覚的に認識出来ることにある。コンピュータと人間との対話をよりスムーズなものにするという努力がこの Windows 上の GUI 環境に結実しているといえよう。

8) ユーザーインターフェイスとは、人間とコンピュータを人間工学的な見地から効率よく仲介する仕組みのことであり、具体的には、ソフトウェアの操作方法が人間にとってわかりやすく、操作しやすいように改善していくのが、その向上である。

9) 赤堀侃司、『学校教育とコンピュータ』、NHK ブックス 679、1993 年、160 頁参照。

10) ハイパーテキスト (Hyper Text) とは、複数の文書を相互に関連づけて、ひとつのまとまりとして扱う概念。例えば、文中の特定の部分から別の部分、あるいは別の文章を呼び出せ、その画面上に表すことができる。これがマルチメディア化したハイパーテキストとなると、鳥の名前を文中から特定すると、その画像、鳴き声、飛び交う姿がパソコン画面上で見られることとなる。

11) 伊藤博文、「電子文字化と法律研究」、豊橋短期大学研究紀要 11 号、1994 年、123 頁以下；木村孝、『コンピュータ・マルチメディアと法律』、トライエックス、1993 年、18 頁以下、参照。

2-2. ネットワーク化の意味

コンピュータ・ネットワーク (Computer Network) とは、独立した複数のコンピュータ・システムを通信回線により、互いに資源を共有することができるように結合させたシステムである。ネットワーク化とは、コンピュータを相互に接続し、コンピュータ相互の情報のやりとりを行い得るコンピュータ・ネットワーク環境を形成することである。

ネットワーク化の持つ最大の意味は、従来のスタンド・アロン型のコンピュータ¹²⁾が、ケーブル等で相互に接続されることにより、双方向で情報を共有できるようになることにある。これは、これまで限られた人でしか見ることができなかった情報源に誰でもアクセス可能という環境を作り出すことになり、情報の偏在現象を解消することが可能となる。また、情報の共有ができるということは、これまで散在していた情報が、簡易かつ瞬時に自分のコンピュータの中に集めることができるようになるのであり、情報管理の集約的な一元化が可能となるのである¹³⁾。

さらに、ネットワーク化が推進することに

より、ネットワーク自体が情報収集の一大拠点になるのは当然となり、これが逆に情報発信の基地として機能することも重要な機能として捉えられるべきであろう。ネットワークにおける情報の流れは、サーバーからクライアントへの流れを考えがちであるが、相互接続されたコンピュータ一台一台が情報を発することで新たな情報が形成されていくのである。人類の共有文化資産としての情報を受け取るだけではなく、自ら発信することにより、初めて文化への貢献が可能となる。この機会をあらゆるユーザーに提供するものがネットワーク化なのである¹⁴⁾。

2-3. パーソナル・コンピューティングの変化

個人がパソコンを使いこなすのが、パーソナル・コンピューティングである。上述したパソコンの進化は、確実に個人ベースで使うパーソナル・コンピューティングのあり方を変えている¹⁵⁾。これまでのパソコンに対する効用面での評価は、“高機能のワープロ”というのが正直なところであろう。事実、文字情報のみを高速に処理できるスタンド・アロン型

- 12) スタンドアロン型コンピュータとは、ネットワーク等に接続されておらず孤立している状態のコンピュータを指す。
- 13) 高度情報化社会における情報に関する社会問題として、先ず情報の氾濫といった問題は十分認識できよう。他方において、こうした情報は一部の人間には、爆発ともいえる状態でもたらされているが、全くこの様な情報の存在が知らされずに、これらの情報が入手できない場合もある。これは正に情報の偏在化である。また、この問題がネットワーク化により解決されると同時に新たな問題も出てこよう。例えばネットワークにアクセスできない人々に対する情報過疎である。
- 14) マルチメディアというコンテキストでは、双方向という言葉が強調されるがこれはネットワーク化でも同様である。当然のこととしてネットワークのマルチメディア化も将来的には計られるであろう。ネットワークにおけるマルチメディア化は、今のところインターネット上のwwwブラウザとして有名なMosaicに代表されるように、画像、文字、音声扱えるものが中心となっているが、これが本来の意味での双方向の情報通信とはいえないのではなかろうか。また、ダイヤルアップを基本とするパソコン通信の世界では、マルチメディア化を計るにもモデムによるデータの転送速度がネックになり、技術的に困難が伴う。このネットワーク環境下でのマルチメディア化の問題が解決されるのにはまだ時間がかかると思われる。
- 15) パソコン世界市場の8割をしめるというIBMのAT互換機においても、内蔵するCPUがインテル286、386、486、そしてPentiumとめまぐるしい速さで、性能向上を成し遂げている。これに合わせて、OSも16ビットOSであるMS-DOSから、32ビットOSのOS/2そしてWINDOWS95、NTへと変わりつつある。これと同時に価格の低廉化により、かつての最新鋭の大型コンピュータ性能に比するパソコンが、家電品のように個人ユースとして買えるものになったのである。

のパソコンに期待できるものは、文書処理かせいぜい表計算だけであった。したがって、これまでパソコンを使うということにどれだけの日常業務の代替を求め得るかという問に対しては、かなり限定的な答えを想定しなければならなかった。

個人で使えるパソコンがマルチメディア化することは、情報伝達手段として、各人が音声、動画情報を扱えることを意味し、これまでの文字情報に依存してきた環境とは格段の差が情報の質と量に現れてくる。これは、ファックス等で送受信する画像イメージをも、ファックスモデムによりパソコン上で自在に扱えるように機能向上がはかられている現象でも容易に理解できる¹⁶⁾。ファックス、コピー、電話、ビデオ、テレビといった情報処理機器が、パソコンという機器に一元的に集約されていく

のもそう遠い未来の話ではない。マルチメディア化したパソコンは、より人間の思考に近い形で、人間の持つ能力を伸張してくれる可能性を持つのである。

そして、ネットワーク化は、スタンド・アローン形態のコンピュータでは成し得なかった情報の共有というものが可能になり、情報交換が円滑に行われる環境が生み出され、コンピュータユーザー一人一人に、本来の意味での民主的な発言権が確保されることになる。また、コンピュータ・ネットワークが一つのマスメディアとして社会全体に一般化するにつれ、情報化社会における新たな可能性を導き出してくれるのである。マルチメディア化したネットワークというものが、社会一般に普及するときには、また新たな情報革命が起きることは容易に予測できる¹⁷⁾。そして当然のこととして、

16) 例えば、パソコン上のワープロソフトを例にとってもその変化は容易に看取れる。数年前のワープロは、極言すれば清書機械であった。しかし今のワープロはDTP、WYSIWYGといった機能やスペルチェック、アウトライン機能、文書推敲機能といったものまで持つようになり、もはや清書のためのものではなく、いわば思考表現の道具となっている。

17) たとえば、社会的にマルチメディア化が進んだとして、法整備面ではどのような改善が必要かについて、電通審答申案は次のように指摘している。

まず、医療面では、医師法により通信回線を通じての在宅医療や遠隔医療は一般には認められておらず、遠隔地の専門医が行う病理診断は医療保険制度で想定していないため、医師法、健康保険法の改正が必要だとする。教育面では、教師と離れたところで教育を受ける遠隔教育が想定されていないので、学校教育法等の改正が必要となる。司法では、証人尋問などをテレビ会議方式ですることが認められていないので、民事訴訟法や刑事訴訟法の改正が必要となる。著作権では、多大なコストをかけて築いたデータベースの権利などが十分保護されていない、一方で、映像ソフトの利用権の処理が複雑で映像が活用されていないという状況の著作権法の改正が必要となる。企業では、テレコミュニケーション（通信通勤＝在宅勤務の一種）をする人の労働条件の管理法などを想定していない労働基準法などの改正が必要となる。また、テレビ会議による取締役会への参加を想定していない、電子的文書を法的帳簿として用いることを想定していない商法等を改正する必要もある。商取引では、店舗販売が原則とされている医薬品、販売区域制限があるコメ、対面説明が取引条件になっている不動産などでは、ホームショッピングができにくいので、これに関連する業事法、食糧管理法、宅地建物取引業法の改正が必要になる。また、ホームバンキングを原則として銀行の営業時間内に限るとする大蔵省通達の改正が必要になる。割賦の通信販売で、一定期間なら解約できるようにするなどの消費者保護策が十分でなく、コンピューターなどを通じた電子取引を想定していない民法、商法、割賦販売法の改正が必要となる。通信販売の承諾書、割賦販売の契約書、証券取引の取引報告書、旅行代理業務の旅行内容書などに、パソコン通信などによる交付を認めてない訪問販売法、割賦販売法、証券取引法、旅行業法の改正が必要となる。各種手続きでは、請求書や契約書、官庁への申請書などは書面が原則で、捺印が必要なことが多く、パソコン通信などによる手続きを認めていないことが改正する必要がある。道路占用では、ケーブルを張ったり電柱を利用したりする場合の道路占用料が高く、手続きが複雑な建設省通達などを改正する必要がある。道路使用では、通信工事などに道路を使用する場合の許可手続きが複雑である道路交通法の改正が必要である。共同溝利用では、共同溝に後から参入する場合の制限が厳しい共同溝整備法の改正が必要とされる。

個人が扱うパソコンの在り方についても大きな変化が生じてくる。かつての自動車や電話機のように、ネットワーク化されたパソコンが社会基盤となったとき、われわれの社会生活は間違いなく大きく変化するであろう¹⁸⁾。

3. ネットワークと法律研究

パーソナル・コンピューティングが、ネットワーク化の方向に進むのであれば、当然法律研究にもネットワークの持つ意味が関わってくる。ここでは、法学研究においてネットワーク環境をどのように活用するかを考えてみることにする。このネットワーク環境つまり、どのようなネットワークにどのような形でアクセス可能かは、これにより得られる情報内容が規定されるため、重要な問題である。法学者がネットワークを活用する場面として考え得るのは、一般の商業ネットワークをパソコン通信の形で利用する、若しくは学内LANの端末としてのパソコンからインターネットに入るといったアクセスであろうし、そこで利用される機能も、電子メールと情報検索といった情報収集・交換が中心となろう。

以下に商業ネットワークとインターネットを活用した具体例を通じて、その方向性を見

ることとする。

3-1. NIFTY-Serve を利用する

法学者が最も手軽にアクセスしやすいネットワーク環境とは、商業ネットワークであろう。なぜならば、モデムと電話回線があれば手軽に始められるパソコン通信で、このネットワーク環境が実現するからである¹⁹⁾。商業ネットワークサービスを情報源として活用することは、ネットワーク活用の第一歩である。具体例として、私の加入するNIFTY-Serveを例に取り、その活用方法を述べることにする。

NIFTY-Serveは、富士通と日商岩井の合併による商業データベースである。パソコンやワープロを使用してアクセスする会員に電子メールや掲示板のようなコミュニケーションサービス、ニュースサービスやデータベースサービスのような情報系サービス、ショッピングのようなトランザクションサービスを利用することを目的としたパソコン通信ネットワークサービスとなっている。NIFTY-Serveは商業ネットワークであるので、提供する新聞記事情報、判例情報、出版情報等さまざまな情報はほとんど有償となっている。

18) 本格的なネットワーク社会がおとずれることにより、新たなコミュニケーション手法が生み出され誰もが情報の発信者となり、個人の意見をこれまで以上に尊重する社会の出現が可能となり、政治体制までも変化させる可能性を含んでいる。近代市民社会における政治体制の原則としてされてきた議会制民主主義、間接民主制、政党政治というものの必然性が崩れる可能性を秘めているのである。つまり、コンピュータ・ネットワークを介して、国民一人一人が、自由な時間に直接政治に関与できる手段を持つことになり、新たな形での直接民主制の実現が可能となり、代議制を前提とした現行の政党政治にも終焉を告げる時代が訪れるのも不思議ではないのである。

19) パソコンネットの総会員数は1994年末で260万人このなかで、女性会員も10%を超すとされる。(財)ニューメディア開発協会の平成6年度全国パソコンネット局実態調査によると、「ネット局(BBS)は全国で2,416局、総会員数は259.7万人で、それぞれ前年の2,210局、195.7万人を大きく上回ったとしている。このうち、会員数が1万人を超える大規模ネット局18局の会員数の合計は、196.7万人で、全体の75%にも達する。会員数のトップはPC-VANの76万4,000人で、以下、2位のNIFTY-Serve(67万人)、ASAHIネットとPeopleの連携(18万人)、アスキーネット(9.7万人)が続く。一方で、女性会員数も割合が10.8%と増加した。同協会はこの理由の一つとして女性向け雑誌の影響をあげており、今後の女性会員の増加には、GUIによる使いやすさや、コミュニケーションルールの確立による安心感の提供が不可欠だとしている。」月刊アスキー1994年12月号298頁参照。

3-1-1. 電子メール

パソコン通信を介した商業ネットワークで利用すべき第一の機能は、電子メールである。電子メールの活用方法としては、文字通り、手紙のやりとりである。特に海外のネットワークを介しての電子メール交換は、世界中の法学者とメール交換できるということであり、これまでコミュニケーションが図れなかった海外の法学者と気軽に意見交換ができることとなる。

電子メールの特長は、瞬時に相手に届くことである。インターネット上であれば世界中どこでも通常数分で相手方のメールボックス内に入る。宛先を間違えたメールは必ず返送されてくる。ネットによっては、相手がこちらのメールを読んだか否かとその読んだ時間までわかるものもある。電子メールの長所の一つは、読みたい時に読みたいメールが読めるということである。つまり、自分がコンピュータにアクセスした時のみメールを読むことができるのである。もう一つの利点は、複数の相手に同一内容のメールを出すことが可能となることである。よって、学会会報や連絡事項のように一度に大量の相手方に配布する物などは、複写する必要もなく無料で配布可能となる。機密性を保持しながら手軽にコミュニケーションがはかれるという利点を活用して、草稿段階の論文を電子メールで送り、複数の

人に意見を求めるということは私も活用している一方法である。電子メール自体は、ほとんどのネットワーク間で交換可能である。

電子メールが人間間のコミュニケーションにもたらす影響は、従来の郵便手紙 (Snail Mail) にはなかったものがある。手紙のように形式を重んじて、中身を重視しないということもなく、気軽に何度も出せる。電話のように聞き取りと発話という二つの動作を同時並行的に行う必要がなく、文字情報であるため、一人で安心して情報を読むことができる。特に外国語のヒアリングとスピーキングが苦手な場合には、電子メールが大いに役立つ。この電子メールは、これからの情報交換と人間間のコミュニケーションをはかるには、欠くことのできない機能となるであろう。

3-1-2. フォーラム

パソコン通信で活用すべき第二の機能は、フォーラムである。フォーラムとは、趣味や仕事等で共通の関心をもつ人々が情報や意見を交換し、コミュニケーションをはかる場である²⁰⁾。NIFTY-Serve 上におけるフォーラムは、共通の趣味とか考えを持った人々が意見交換をする場 (FORUM) であり、専門家が集まり情報交換をする場でもあり、さまざまな情報交換が可能となっている。このフォーラムに参加するには、NIFTY-Serve の会員であること以外に何も要求されない。フォーラムの会

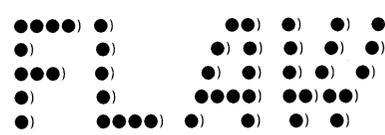
20) NIFTY-Serve によるフォーラムについての説明によると、以下の様に補足説明される。「フォーラムを運営する人を SYSOP と言い SYSOP を補佐する人を SUB SYSOP といいます。各フォーラムは SYSOP によってコーディネートされ、フォーラムごとのテーマに沿って時には会員同士のアットホームなフリートーク、時にはフォーラムならではの専門的な質の高い情報交換、意見交換が行われています。また期間を決めて臨時の会議室を設け、集中的に特定のテーマのディスカッションを行ったり、会員同士の親睦をかねたイベント等が企画されることもあります。なお、SYSOP はニフティよりフォーラムの企画・運営を一切任されていますが、SYSOP は本業を別にもつかわら SYSOP 業務を行っており、ニフティの社員というわけではありません。フォーラムの機能としては、1. お知らせ 2. 掲示板 3. 電子会議 4. データライブラリ 5. 会員情報 6. リアルタイム会議 7. SYSOP 宛メール 8. オプションがあります。フォーラムはこれらの機能によって、それぞれが独立したパソコン通信センターに匹敵する能力をもちます。さらに、それぞれのフォーラムの中には掲示板、20 個までの電子会議室、20 個までのデータライブラリがあり、フォーラム一つ一つがあたかも独立したパソコン通信のホスト局のように機能します。このような機能をもとに、各分野ごとに専門性・独自性をもった新しいコミュニケーションツールとしてフォーラムは存在します。」

員登録, 利用に付加的料金は一切かからない。このフォーラムの会員になるとフォーラム独自のファイルが見られたり入手できるようになる。

このようにネットワークの中で, 人々が自分の意見を述べる事が出来る場があることは, 一つの仮想現実社会が構成される。ネットワーク社会という仮想現実社会では, 実社会のしがらみから解放されて, 別の自分を作りあげることが可能である。つまり, 自分が現実社会で置かれた立場とは, 切り放された世界で自己表現が可能になる。これは, 匿名性に隠れた新たな表現の場となる²¹⁾。

法律について興味のある人はFLAWというフォーラムがある。このフォーラムを管理しているのは, 弁護士で, いろいろな法律相談にも応じており, 法律問題について議論も可能である。参加する方も種々雑多で, 裁判所の職員とか司法試験受験者, 大学の教員, 会社の法務担当者などもある。以下に, FLAWから入会時に送られるメッセージを紹介する。

---- 【法律フォーラム】 ----- 【STAFF】

	<p>SysOp. MAD1 (SD100722) Sub-Sysop. ひで松 (GGH01707) あと (SD100672) かんだ (PDF02112)</p>
---	--

<法律フォーラム> FLAW

1:お知らせ	2:掲示板	3:電子会議
4:データライブラリ	5:会員情報	6:リアルタイム会議
7:SYSOP 宛メール	8:オプション	E:終了

このフォーラムの持つデータライブラリにも下のように貴重な資料がアップロードされている。

データライブラリー					
番号	総数	登録済	最新	ライブラリ名	
1	23	(23)	01/03	法律論文etc.	
2	28	(27)	01/07	法律条文ライブラリ	
3	5	(4)	01/03	読み物/書籍ライブラリ	
4	300	(300)	01/14	判例ライブラリ	
5	9	(9)	08/13	各地法律相談案内	
7	1	(1)	08/15	[PK] 司法修習生専用ライブラリ	
8	107	(107)	01/03	会議室ログ記録	
9	7	(7)	08/07	司法試験ライブラリ	

法律フォーラム(FLAW)に入会していただきましてありがとうございます。現在の司法は2割司法とよばれており、国民の2割しかアクセスできない状態にあるといわれています。この状態を打破し、少なくともNIFTY参加者にとっては、いざというとき司法が頼れるものであって欲しい、そういう願いからフォーラム設立が必要と判断し、FLAWを設立しました。

発言の集積によって、データベースとしての機能ももたせたいとの意欲もあります。かなり、専門的フォーラムになりますので、特に分野別会議室では議論もレベルの高いものを求めています。司法試験を除く法律の勉強についてや、法律について学ぶという趣旨でのお話は、FLAWメンバーがサポートしている生涯学習フォーラム(FLEARN)のWES16『法律フォーラム(学習所)』の方で扱っています。

その一方で、相談の会議室やフリートークの会議室は、一般の方々の質問に答え、雑談をしてもらうようにして、開かれた会議室になっています。フォーラムはみなさんの発言によって成り立っていくものです。自分の発言にコメントがつき、さらにコメントを重ねて…というように話が発展していくのもネットワークに参加する楽しみです。特に法律フォーラムでは息の長い議論が持続することを期待しています。ネットワークではすぐにコメントが返ってくるというような即時性を強調されることが多いのですが、法律フォーラムではもっとゆっくり、じっくりと議論を深めていただきたいと思います。ぜひともFLAWの会議室にも発言してネットワークでの時間を有意義に過ごしていただきたいと思いますので一度ご覧ください。気がついたこと、要望、質問、わからないことがありましたら、会議室や、メールでお知らせくだされば可能な限り対応させていただきます。

21) 江下雅之, 『ネットワーク社会』, 丸善ライブラリー 123, 1994年, 107頁以下。

また電子会議室では、下のような分野別の議論の場が設けられている。

電子会議室			
番号	発言 (未読)	最新	会議室名
1	16262 (16)	01/16	【フリートク】 7号館 飲茶 陸遊
2	1871 (999)	01/16	【相談】 なんでも相談室3号館
4	609 (540)	01/16	【相談】 親族(離婚 etc.)・相続
5	462 (460)	01/12	【相談】 交通事故 etc.
7	664 (367)	01/16	【分野別会議】 民法法の部屋
8	1189 (999)	01/16	【分野別会議】 刑事法の部屋
9	343 (336)	01/16	【分野別会議】 憲法・行政法の部屋
10	387 (387)	01/16	【分野別会議】 労働法・社会保険法の部屋
11	503 (0)	01/14	【分野別会議】 法とコンピュータ
12	644 (0)	01/12	【分野別会議】 特許関係会議室
13	345 (192)	01/16	【裁判】 裁判ウォッチング
14	1030 (999)	01/16	【受験】 司法試験受験生の部屋
15	207 (207)	01/09	【分野別会議】 国際法・国際私法の部屋
16	178 (178)	01/16	【分野別会議】 租税法の部屋
17	279 (0)	01/15	【分野別会議】 外国法の部屋
18	345 (344)	01/16	【分野別会議】 医療と法
19	183 (183)	01/14	【企業法務】 経済法・独禁法・金融法
20	335 (0)	01/12	【書籍】 法学書案内

文字²²⁾であるということである。電子文字化された情報はそのままコンピュータで自分の用途に合わせた再加工が可能となる。たとえば、コンピュータが検索した文献情報の一次的なものから、情報の存在場所を知り、それを全文出力させ、自分のコンピュータにダウンロードする。これを論文の資料として引用するため、ワープロ等で切り貼りをする。場合によっては、翻訳ソフトを利用して、そのまま日本語に機械翻訳してしまうことも可能となる。つまり、電子文字化された情報をオンライン検索で入手するということは、これまでよりも活用しやすいデータを入手しているということなのである。

3-1-3-1. 新聞記事 データベース

3-1-3. 情報検索

ネットワーク環境で利用すべき第3の機能は、情報検索である。この機能を活用することが法学研究に最大の効果をもたらすと言えよう。

コンピュータ・ネットワークを使ったオンライン情報検索はこれまで手で行ってきた作業をコンピュータが代行してくれることからの恩恵として、簡単な操作から漏れもなく高精度の情報が得られるということが挙げられる。しかしこれだけではない。コンピュータによる情報検索の効果は、得られる情報が電子

情報検索として、よく行われるのが新聞記事内容の検索である。新聞記事は、知りたい情報にたどり着くまでの第一次情報源として非常に大切なものであり、時系列にデータが揃っていることが魅力である。新聞記事と一口にいっても様々な種類がある。国内の新聞でも多数存在し、それぞれ新聞記事は過去へと遡れば相当数のデータが存在することが予想できる。これが、縮刷版といったものを利用しても、内容を漏れなく検索することは、コンピュータによる検索には、かなわないのである。

22) 電子文字とは、ワープロ、コンピュータ等で電気的な信号に置き換えられた文字であり、従来のように紙等に記載・印刷された静的な状態の印刷文字への対立概念である。電子文字化とは、狭義には、我々が日常使用する文字等がパソコン、ワープロ等電子の画面上に表記され、これが電子文字となり、これらが電磁化された記憶媒体による文字情報のやりとりがなされることのみを指す。一方、広義に捉えれば、まず電子文字化は、電子文字文化圏への唯一の入口であり、電子文字化という言葉は、ただ単に文字がワープロ等で打たれフロッピーディスクなどの記憶媒体の中に収まっている状態だけでなく、それらがパソコン通信、コンピュータ・ネットワークといった電子の情報媒体を通して、伝達され公にされることまで含むこととなる。このような状態が一般に普及した社会を、まさに電子文字文化圏と呼ぶ。

NIFTY-Serve からアクセスできる新聞記事データベースは、大きく次のように分かれる。

1. ニュース記事情報 (一般紙系), 2. ニュース記事情報 (専門紙系), 3. ニュース記事情報 (通信社系), 4. 雑誌記事情報, 5. 雑誌新聞総かたろぐ, の5つである。これらを個々に見ていくと次のようになる。

ニュース記事情報としての一般紙系は、下のようデータベースに分かれる(1994年現在)。

- | | |
|--------------------------|-----------------------------|
| 1. 朝日新聞記事情報 | 2. 読売新聞記事情報 |
| 3. 日本経済新聞記事情報 | 4. 毎日新聞記事情報 |
| 5. 毎日新聞写真データベース | 6. 産経新聞記事情報 |
| 7. ASAHI ONLINE DATABASE | 8. MAINICHI ONLINE DATABASE |
| 9. ワシントン ポスト | 10. ロサンゼルス タイムズ |
| 11. シカゴ トリビューン | 12. フィナンシャル タイムズ |
| 13. タイムズ&サンデー タイムズ | 14. ガーディアン |
| 15. USA TODAY | 16. ロイター・海外新聞記事情報 |
| 17. 米国新聞雑誌記事情報 | |

同様に専門紙系は、次のように分かれる。

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. 日刊工業新聞記事情報 | 2. 日本農業新聞記事情報 |
| 3. 日本工業新聞記事情報 | 4. 日本食糧新聞記事情報 |
| 5. 化学工業日報記事情報 | |

通信社系は次のように分かれる。

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1. 共同通信記事情報 | 2. 共同通信・全国有力新聞記事情報 |
| 3. NHK ニュース(TV)原稿ファイル | 4. タス通信(TASS) |
| 5. UPI通信 | 6. ロイター通信 |

このように、国内外の各種新聞が誰でも手軽にアクセスできる商業データベース上で、オンライン・データベースとして検索可能になっていることは、もはや個人が図書館でコツコツと調べるのをはるかに上回る検索能力を、自宅のコンピュータ内で可能にしているのである。また NIFTY-Serve では、クリッピングサービスというものもあり、必要な記事をコンピュータが自動的に新聞記事データベースから抜き出し、利用者に配送してくれるサービスも行っている。

3-1-3-2. 雑誌記事目録データベース

情報検索の第二は、雑誌記事目録データベースである。すでに出版という形で公開された情報を研究資料の一部とするのは、ごく一般的である。よって、研究に必要な論文や書籍を漏れなく検索し入手することは、重要な作業である。この作業もオンラインデータベースで、かなりの部分が可能となっている²³⁾。

23) 国内に存在する内外の雑誌記事目録を活用するには、学術情報センターのオンラインデータベースを利用する方法もあるが、学術情報センターのデータベースはあらゆる人に開放されているわけではない。

しかし、現状のオンライン検索システムは、いずれもデータを全文形式で持っているのではなく、雑誌記事や書籍タイトルのみを検索対象とするので、資料全文が常に手元に届くわけではない²⁴⁾。しかし、雑誌・書籍のタイトルのみを検索するのでも、オンライン検索は充分効果はある。

NIFTY-Serve上で、まず、書籍を検索するデータベースを紹介する。

最上位のトップメニューから、書籍／教育／就職を選択する。

書籍／教育／就職	INDEX
1. 書籍	2. 雑誌
3. 辞典	4. オンライン出版
5. 教育／ライセンス	6. 求人／転職

ここから、2. 雑誌を選ぶ。

雑誌	MAGAZINE
1. AERA記事情報	2. 週刊「エコノミスト」速報
3. マグロウヒル記事情報	4. 米国一般雑誌記事情報
5. 米国ビジネス誌記事情報	6. エコノミスト記事情報
7. 週刊・月刊雑誌タイトル情報	8. 一般雑誌インデックス速報
9. 今週の雑誌・今月の雑誌	10. 雑誌新聞総かたるぐ
11. ショッピング／ステーション	

さらに8. 一般雑誌インデックス速報を選択する。

一般雑誌記事インデックス速報	MINDEX
本サービスは基本料金の他に50円/分 (ROAD 3/4: 150円/分) の追加料金が必要です。	
1. ご案内	2. 企業、産業界、ビジネスマン (¥)
3. 企業トップ、経営、財界、企業法務 (¥)	4. 技術開発、地域開発、情報、通信 (¥)
5. 流行、消費トレンド、調査統計 (¥)	6. 新商品情報、ヒット商品 (¥)
7. 新登場、ニュービジネス、イベント (¥)	8. マスメディア、広告界 (¥)
9. 政治、行政、司法 (¥)	10. 経済、マネー (¥)
11. 社会、環境問題、原発 (¥)	12. 科学者、作家、写真家、人物消息 (¥)
13. 外交、対外関係 (¥)	14. 国際政治、海外事情 (¥)
15. 医学、健康、レジャー、実用情報 (¥)	16. 芸術、映画、演劇、芸能 (¥)
17. スポーツ (¥)	18. 文化、連載 (¥)

つぎに書籍を検索するデータベースである、NIFTY-Serveが提供する書籍に関するデータベースには次のようなものがある。

書籍	PUBLISH
1. 国立国会図書館誌情報	2. 日本出版販売誌情報
3. Book Review Digest (米国書評情報)	4. LC Marc (米議会図書館誌情報)
5. Books in Print (米国誌情報)	6. いい本みつけた
7. ブックマンズリー	8. ブックストリート
9. 今週の注目新刊書 100冊	10. ショッピング／ステーション
11. フォーラム	

次に外国雑誌の検索について説明する。これには、NIFTY-Serve上からアクセスできるINFOCUEを利用するのが便利である。INFOCUE (インフォキュー) は、キーワードを入れるだけで簡単に検索できる世界約850のデータベースが利用可能なゲートウェイサービスである。INFOCUEは米国Telebase Systems, Inc.が開発したゲートウェイ方式による海外データベース検索サービスEasy Net-the Knowledge Gateway- (S. M.)の日本向け名称で、欧米の以下のオンラインサービス会社各社で提供されるデータベースが検索でき、収録内容は、企業情報をはじめとしたビジネス情報、統計、特許、医学・薬学、化学、工学、物理学など科学技術、その他人文科学、社会科学と多岐にわたっており、英米の新聞、雑誌なども幅広くカバーしている。

つまり、海外のデータベースを利用しようとしても何をどのように利用したらいいのかわからないときに、データベースのデータベースとしてINFOCUEのエキスパートシステムが対話により、適切なデータベースへの橋渡しをしてくれ、情報

24) 全文が入手できないことも問題の一つであるが、もうひとつの問題として、現状では電子文字化できない図形とか非英語言語の扱いがある。コロラド州立大の行っているCARL (Telnet: database. carl. org)のように、ファクシミリ出力という形でこの問題を回避することも可能であるが根本的な解決にはなっていない。今後ネットワークがマルチメディア化した時には、非英語圏の文字も含めたテキストと図形・動画・音声の混在したものを同一に扱えるファイル形式の統一化がはかられるであろう。これと同時に、コンピュータネットワークの普及がもたらす弊害の一つとして、少数民族文化をアメリカ英語文化圏へと押し込めてしまうことを認識する必要がある。

提供のサポートをしてくれるのである。どこにどのようなデータベースがあるかを知るとは、情報収集にあたっては非常に重要なことであるが、常にそれを知っているとは限らない。よって、この INFOCUE のように、こちらから必要とする情報への要求を教えると、コンピュータが勝手に適切なデータベースを選び検索してくれるというのは、とても優れた機能といえる。

では、法律家がこの 850 ものデータベースをどのように利用するかである。足がかりとして、136 あるデータベース分類項目の中から 92 番目の法律関係のデータベースにはどのようなものがあるかを見てみる。

92 LAW 法律

Bowne Digest - Corp/SEC Article Abstracts (2197)
 Chemical Regulations and Guidelines System (1046)
 Child Abuse and Neglect and Family Violence (1142)
 Construction Claims Citator (2816)
 Criminal Justice Periodical Index (1045)
 EBIS - Employee Benefits Infosource (2811)
 Federal Index (1056)
 Federal Register Abstracts (1026)
 Index to Legal Periodicals (1999)
 Industrial Health & Hazards Update (1445)
 International Merger Law (2863)
 Labordoc (1258)
 Laborlaw I (1072)
 Laborlaw II (2591)
 Law Office Technology Review (2646)
 Lawyers' Micro Users Group Newsletter (1446)
 Legal Resource Index (1033)
 Managed Care Law Outlook (2575)
 NCJRS (1059)
 Trademarkscan Federal (1062)

私が自分の研究のためによく利用するのは、アメリカのロー・スクールが発行する各機関誌ロー・ジャーナルの内容を調べる時に有用な Index to Legal Periodicals と Legal Resource Index である²⁵⁾。Index to Legal Periodicals は、アメリカで発行され日本のアメリカ法研究者の間では有名な本である。印刷された冊子ものとは違い、格段の速さと正確さで自分の欲しい論文のタイトルが入手できるのである。これまで、アメリカより分冊で送られてくる Index to Legal Periodicals を図書館内で検索漏れのないように目を凝らしながら一頁毎にめくっていた労力は、これによって資料収集以外の研究活動に注ぐことが可能になったのである。

3-2. インターネットを利用する

インターネットとは、各地に分散するコンピュータを相互にケーブルで接続したネットワークであり、いわばネットワークのネットワークと言える²⁶⁾。一般の商用パソコン通信サービスがホストコンピュータを中心とした中央集中型であるのに対し、インターネットは特定のホストコンピュータのない分散型であることに大きな差異がある。したがって、一般的な商業データベースの方が中央集中型であるので情報検索としても効率的な場面が生じてくるが、インターネットには使用料がかからないのが最大の魅力として、これからの情報メディアとして注目されているのである。大学内 LAN の普及に伴い、各地の大学がインターネットに参画する場面が多くなり、その活用方法を考案するのが一つの課題となっている。

25) 残念ながら、論文の全文はここからでは入手できない。それが可能なのは、LEXIS と WESTLAW である。この二つのデータベースは全米の判例・論文の全文情報が入力されているので、こちらを利用するしかない。この二つのデータベースも日本の大学の法学部で徐々に導入されてきており、法学者の中には利用されている方も多いと思われるが、難点は検索にかかる費用が高額なので、個人で一般的には利用できないことである。

3-2-1. 電子メール

電子メールが、インターネットの活用手段として最初に考慮すべきものである。インターネットでの電子メールも、NIFTY-Serve に代表されるような一般の商業データベース上での電子メールサービスと同様に、個人間のコミュニケーション手段として有用である。特に海外の研究者の多くはインターネットにアクセスできる環境にあり、海外の研究者とのコミュニケーションには有効な手段となる²⁷⁾。

インターネット上のメールは、これだけでなく、FTP コマンドを使って情報入手手段として活用できるのである。つまり、電子メー

ル文中にコンピュータに対する命令文を書き込んで置くと、そのメールを受け取ったコンピュータがその命令文を実行して、自動的に返事をくれるのである。

例えば、NIFTY-Serve から次頁のようなメールを出すことにより、後述する The Legal List を購読することが可能になる。すると The Legal List の作者から情報が自分のパソコン内のメールボックスに自動的に送られてくるようになる。つまり、新聞購読のように、今後 The Legal List に関する情報が自動的に自分のメールボックスに送られてくるようになるということである。

-
- 26) インターネットとは、各地に分散するコンピュータを相互にケーブルで接続したネットワークであり、文字どおり、いわばネットワークのネットワークと言えよう。インターネットについて少し説明しよう。1969年、アメリカ国防省(ARPA)は、全米の大学や軍などの先端的研究組織を結ぶコンピュータネットワークの実験を開始した。全米各地のコンピュータ同士を繋ぎ、コンピュータを遠隔利用したり、データを共有したり、ファイルをやりとりするための技術が開発され、ARPANETというネットワークが作られ、これがインターネットの原型となった。その後、ARPANETは、CSNET(Computer Science Network)などの研究ネットワークと接続し、規模を拡大し、1989年には、全米科学財団(National Science Foundation)が米国の5つのスーパーコンピュータセンターを結ぶNSFを構築し、現在では、多くの地域ネットワークやネットワークサービスプロバイダー、そしてパソコン通信サービスネットワークに接続され、今日のインターネットの形ができあがった。規模として、1994年インターネットに接続されているネットワークは、世界160カ国、約26,000、ユーザーは約2,500万人とされている。このように歴史的には、米国の軍事や科学研究のためのネットワークを基に研究者同士の情報交換を主とする学術情報ネットワークであったが、1990年以降は商用のネットワークとも相互接続が進み、現在ではビジネスにも幅広く利用されている。すでに世界規模のネットワークとして地位を築いており、NII(全国情報基盤)のみならず地球規模のネットワーク化を提唱するGII(グローバル情報基盤)構想でも主役はインターネットであるという見方が広がっている。
- インターネットの運営は、パソコン通信サービスのように中心となるホストコンピュータというものは存在しないため、各参加ネットワークが、お互いにデータを交換するための経路を維持することで全体として情報の流れを確保することによって運営されている。インターネットを運営しているといっても、パソコン通信サービスの運営者のような全責任と全権限を持っている人や組織があるわけではない。ただし、開かれたネットワークを維持するための組織は存在する。たとえば、日本ではIPアドレスの割り当てというネットワーク運営活動をJPNICという組織が行っている。JPNICはアジア太平洋地区を管轄するAPNICから日本の分の割り当てをまとめて受けて、日本国内のIPアドレス割り当てを行っている。なお北米ではInterNICが、欧州ではRIPE NCCがAPNICと同様の役割を果たしているが、地域のNICが確立していない国についてはInterNICが担当する。全世界のアドレスの最終的な調整はインターネットソサエティのIANA(Internet Assigned Number Authority)という委員会が行っている。
- 27) インターネット上のメールサービスと一般的な商業データベース、例えばNIFTY-Serve上のメールサービスとの内容が異なるように思われるかもしれないが、実はインターネットはNIFTY-Serveとも接続しているので、この両者間でも相互にメールの送受信が可能である。両者の違いは、インターネット・メールのタイトルには漢字が使えない場合があること、バイナリーファイルが送れないこと、相手がメールを読んだ日時が差出人側からわからないといつたくらいである。

```

TO: INET:legal-list-request@justice.eliot.me.us
SUB: subscribe Hirofumi ITO
Hi, I happened to know a reference to "The Legal List" from my friend.
I am a Japanese law professor and am accessing through NIFTY-Serve
from Japan. Thanks.
---Hirofumi ITO
/POST

```

この機能を活用すると、インターネットに直接アクセスできないネットワーク環境でも、インターネット上の情報を入手することが可能となる。

3-2-2. 情報検索の源としての The Legal List

インターネットは膨大な情報を持つが故に、法情報を探すにも、まずどこに何があるかわからないのが現状である。これを解決してくれる一手段が、The Legal Listである。The Legal Listは、“The Legal List, Law-Related Resources on the Internet and Elsewhere,”を略したものであり（以下The Legal Listと表記する）、法律家のためにインターネット上でつくられた初めてのレファレンスブックである²⁸⁾。これは、Erik J. Heels氏が作成された、インターネット上で公開されている法律関係の情報ファイルで、インターネットを介して入手できる法律情報のアクセス先とか、法律関連の情報が満載されているファイルとなっ

ている。情報は、もっぱらアメリカが中心であるが、ヨーロッパ、アジアも含め世界中から集められている²⁹⁾。

このThe Legal Listについて、もう少し詳しく説明しよう。1992年より、The Legal Listは、インターネット等上で入手可能な法関連の情報源をまとめたリストを提供するという目的の下に作成され続けている。これまでのところ、The Legal Listの情報量と利用購読者数は、1992年に比して20倍にもなっている。またThe Legal Listの利用者層は、裁判所（合州国最高裁判所、連邦第9巡回区控訴裁判所）に従事する個人、約70の大学（アメリカの上位50のロー・スクールの内の49校）そして諸外国15ヶ国といったものに及んでいるのである。

The Legal Listの内容は、6章から成り次のような情報源をリストアップしている。まず、第1章では、「会社と組織」がリストアップされており、営利、非営利、営利を目的としない会社と組織によって入手可能な法律関連情報を掲載している。また、法律事務所は、その本店のある州（あるいは国）によってソートして、別項目で掲載している。第2章では、「政府組織」がリストアップされており、アメリカ合州国政府関連の組織から入手可能な法関連情報を掲載しており、(1) 合州国連邦行政府、

28) インターネット上の情報の存在場所を教えてくれる情報誌としては、Harley HAHN & Rick STOUT 著、ソフトバンク書籍編集部訳、『The Internet Yellow Pages』ソフトバンク社1994年があるが、法律関係に関しては、The Legal Listの方がずっと網羅的である。

29) いわゆるFTPメール（FTPmail）という方法で、The Legal List本体を入手することも可能である。例えば、以下のような電子メールをftpmail@decwrl.dec.comに送ると、自分のメールボックスにLegaListが送られてくるのである。

```

connect ftp.midnight.com
ascii
get /pub/LegalList/README
get /pub/LegalList/legallist.txt
quit

```

しかしこれには、約500Kバイトの大きさの電子メールが送られてくるのであるから、受け入れ側に受入体制ができていないと入手不能であることに注意していただきたい。また、FTPメールで何かを購読すると、場合によっては1日に数十通の電子メールが届くことが起き得る。これは、自分のメールボックスが一杯になってしまうだけでなく、その結果として配信不能なメールがインターネット上を駆けめぐることになり問題となるので注意が必要となる。

(2) 合州国連邦司法部, (3) 合州国連邦立法院, (4) 合州国連邦政府組織と4セクションに細分されてリストアップされている。第3章では、「教育機関」がリストアップされ、アメリカ合州国の教育機関によって入手可能な法情報を掲載しており、この章は(1)合州国のロー・スクール, (2)合州国のその他の教育機関と2つに細分されている。第4章では「リストサーバーのリスト」として、法情報関連のリストサーバーを掲載している。これらのリストは、購読したりしなかったりできる雑誌のようなものとして利用できる。ここには、幅広く法に関連した情報のリストが存在している。たとえば、知的財産権 (CNI-Copyright), 父権 (FREE-L), ロー・スクール学生の興味点 (LawSch-L)といったものがある。第5章の「合州国以外の情報」では、アメリカ合州国以外の組織、政府、教育機関、国連によって入手可能な法情報を掲載している。第6章の「法律雑誌、FAQs、Usenet Newsgroups等」では、法律雑誌、頻繁に聞かれる質問(frequently-asked questions (FAQs))のファイルそしてUsenet newsgroupsについての法情報が掲載されている。この第6章に掲げられる情報源は、組織とか政府とか教育機関によるものではなく、もっぱら個人(または複数の個人)によって入手可能となったものである。

そして、補遺A「インターネットについてもう少し」では、インターネットへのアクセス方法つまりインターネットのアカウントの買い方についての情報が書かれており、補遺B「関連書籍」では、インターネットについての入門書、法関連本、出版社について掲げている。この補遺Bにリストアップされた出版社は、Gopher siteを運営している。そして、補遺C「Midnight Networksについてももう少し」においては、The Legal Listの管理運営を行っているMidnight Network Inc会社(midnight@midnight.com)について説明している。

これだけの情報を、単純にリストサーバーから集めるだけでもかなりの仕事量である。こうした個人的な努力により集積された法情報を今後も維持発展させていくことは、ネットワーク上の情報資産を有効に活用するという意味からも重要な活動である。

以下に、このThe Legal Listを基に、私の研究テーマである「道具としてのコンピュータを法律研究へ導入する」という視点から探し出した情報を以下に2点紹介してみることにする。

まず、コンピュータを法律研究や法律実務に導入するということには、さまざまな手法が考え得る。また、こと裁判所におけるコンピュータ導入には様々な目的が考え得る。その一つが判決文をコンピュータ・ネットワークを介して、多くの人に見てもらおうという意図であり、もう一つは、裁判実務に導入して、裁判事務処理の効率化を計ろうとするものである。こうした動きはアメリカが、コンピュータ先進国であると同時にこの分野でも進んでいる。その前者の具体例として、Hermes計画、後者としてCCAP計画を紹介することとする。

3-2-2-1. Hermes 計画

Hermes計画は、1990年5月11日アメリカ合州国連邦最高裁判所が、判決文を電子的な形で可能な限り多くの人々に頒布するという2年間の実験を開始したことに始まった。1992年、連邦最高裁は、コンピュータ・ネットワークを介して判決文を電子的に頒布する実験は成功したと判断し、翌1993年度より、公式に電子頒布を開始した。この時、この計画に12の参加団体があり、その内の一つが非営利団体であるCase Western Reserve University (CWRU), EDUCOM, National Public Telecomputing Network (NPTN)の合弁組織であった。現在も、このネットワークから、連邦最高裁の判決が入手可能である。

この計画の素晴らしさ、無料で、数分後には裁判所が出した判決の全文をあらゆる人々に

入手可能としたことにある。この計画の背後にある意図は、情報の公開と司法の民主化であろう。こうした計画の是非は、その成果が顕在化してくるまでは判断が難しいが、コンピュータ・ネットワークという新たな媒体で、判例という情報を情報発信者自らが無料で提供することは、今後の法情報のあり方に一つの方向を示していると言えよう。この計画には、日本の最高裁判所も学ぶ点が大いにあると思われる。

3-2-2-2. CCPA 計画

さらに、州レベルの裁判所でのコンピュータによる、裁判実務のオートメーション化計画を紹介することとする。コンピュータを裁判実務に導入して作業の効率化を計ろうとする先駆的な計画は、ウィスコンシン州における巡回裁判所自動化計画 (Wisconsin Circuit Court Automation Project: 以下 CCAP 計画と略する) と呼ばれるものである。この CCAP 計画は、裁判所で用いるソフトウェア開発を独自に行い、ウィスコンシン州全体の巡回裁判所における記録保存、日程調整、経理、文書処理といった裁判所業務の効率化をはかるためのハードウェアとソフトウェアを配備してきた。また CCAP 計画は、信頼できる有用なデータアクセスを利用者に提供しており、各裁判所支部におけるユーザーに高レベルの満足度を維持している。

この CCAP 計画の存在は、The Legal List で初めて知ったものであるが、その計画内容については、電子メールで計画担当者にお問い合わせ、以下のようなメールをいただいた。これを要約しながらこの CCAP 計画について紹介する。

最初は、この CCAP 計画の歴史についてである。CCAP 計画の始まりは 1988 年であり、

```

From jmichae@fullfeed.com Tue Nov 22 05:10:53 1994
Subject: Dean Ziemke's response to request
To: d43159g@nucc.cc.nagoya-u.ac.jp
X-Mailer: ELM [version 2.4 PL23]
MIME-Version: 1.0
Content-Type: text/plain; charset=US-ASCII
Content-Transfer-Encoding: 7bit
Content-Length: 11882
To: Professor Hirofumi Ito
Internet: d43159g@nucc.cc.nagoya-u.ac.jp
From: Dean Ziemke, Project Director
Wisconsin Circuit Court Automation Project (CCAP)
110 East Main Street, Suite 215
Madison, WI 53703
Phone: (608) 267-3728
Internet: jmichae@fullfeed.com
Date: November 18, 1994
Thank you for your interest in the Wisconsin Circuit Court Automation Project
(CCAP). Since 1988 the project has been developing court software and
providing hardware and software systems to improve recordkeeping,
calendaring, accounting, and word processing in circuit courts statewide. CCAP
has been successful in providing access to reliable and useful data while
maintaining a high level of satisfaction among the judicial branch users. I
hope you will find the following information helpful in your efforts to
publish a paper on courtroom computerization.

```

このプロジェクト・スタッフが、計画立案当初の2年間で計画を立案し、ウィスコンシン州内の4つの小さな郡 (county) における試験的システムを試行した。このプロジェクトの目標は、(1) 州全部の巡回裁判所における記録保存、日程調整、経理、文書処理という業務を効率化するためのハードウェア・ソフトウェアを供給することと、(2) 州全部のシステムを維持していくのに十分な資金を確保することであった。

第二に、CCAP 計画の概要である。CCAP 計画は、ウィスコンシン州の全巡回裁判所に最先端のコンピュータ機器とソフトウェアを導入するという先進的な計画であり、この計画により、現在までのところワープロ、陪審管理、事件管理、経理管理、そして表計算ソフトが裁判所に配備された。配備された事件管理ソフトは、ユーザーからの要求による新しい改良点生かしてアップデートされ続けており、経営管理ソフトは、現在のところ12の郡で導入されている。CCAP 計画により、66の郡にコンピュータネットワークが導入され、60の郡が

事件管理ソフトを活用することとなっている。

第三に、この計画の要員の構成である。まずは計画の第一線で働くスタッフの構成である。ソフトウェア開発チームは、プログラムを設計、記述、テスト、説明をするソフトウェア開発マネージャー、4人のパソコン・プログラマー、1人のデータ変換チームリーダー、6人のコンサルタントから構成され、このプログラマー達は、ソフトウェアのテストと技術的問題を解決するのを補助する。技術サポートスタッフは、1人の上級技術サポートエンジニア、4人の技術サポート専門家、2人の派遣サポート技術者、そして1人のパソコン技術者が含まれている。彼らが、各郡におけるネットワークのハードウェアを設計、導入、支援、テストを行う。また、技術サポートスタッフは、ハードウェア・ソフトウェアで異常が生じたとき電話によるサポートスタッフという役割も果たしている。敷設とシステム支援は、現在のところ敷設管理者、4人の敷設チームリーダー、サポートコーディネーター、トレーニング・コーディネーターそして、12の裁判アナリスト（その内の一つはミルウォーキー郡に事務所を置く）により行われている。敷設管理者は、これらのスタッフがハードウェアやソフトウェアを郡へ導入する計画の立案、その実行、導入されたシステムの維持、ハードウェア・ソフトウェアに関する質問や問題点についての電話によるユーザーサポート、を管理している。システム利用者の教育訓練を担当するトレーニングスタッフ（コーディネーターと裁判アナリスト）は、トレーニングカリキュラムと文書類を計画立案し、マディソン、ミルウォーキー、ウォーソー各郡の研修室におけるトレーニングを計画実行している。システムの敷設チームは、個々の郡の敷設プロセスを調整し実行しており、1人のチームリーダーと24人の裁判アナリストで構成される4チームがある。

次に管理部門のスタッフ構成である。CCAP計画は、プロジェクト管理者とプロジェクト

管理代表者の各一名によって管理されている。行政的な支援は、プロジェクト専門家、プログラムアシスタント、裁判所運営アシスタントによってなされる。行政サービス・アナリストは、コンピュータ装置とサプライを発注し、配送を計画し、装置の棚卸しを行う。書式・書類の専門家が、CCAPソフトウェアから専門家用の書式でデータを出力する書式を考案し、この専門家用の書式は、記録管理委員会および書式検討下部委員会によって検討承認される。CCAP計画の推進委員は11人のメンバー（州裁判所の管理者、裁判官、裁判所事務員、地方裁判所管理者）から成り毎月会合を持ち、このメンバーは、CCAP計画の施策とその優先順位を決定し、ときには、ソフトウェアデザイン検討委員、特別機能委員、データ処理およびシステムインターフェイスといった他の委員も兼ねることとなる。CCAP計画助言委員会は、施策および運営についての情報を提供する。この委員会は、全州からの35のユーザーから成り、州裁判所管理者の判断に基づき召集されることとなっている。

第三に資金繰りの問題である。先進のハードウェアとソフトウェアを裁判所において漸次更新していくための資金を維持するためには、資金が重要な課題となっている。CCAP計画は、民事事件一件毎に徴収される17ドルの費用と7ドルの州における没取時により徴収されるプログラム収益により運営される。1991年から92年の会計年度では、670万ドルが回収されたとされる。

第四にCCAP計画の役割である。CCAP計画にとっての最大の優先課題は、この計画に参加しようという郡すべてにおいて、ソフトウェアの導入とその展開を実現することである。そしてCCAP計画の使命は、時間的にも費用的にも効率的な方法での裁判所業務のオートメーション化により、裁判所における紛争解決過程を容易にすることである。この使命の成功のためのもっとも重要な目標は次のものとされる。(1) 適切な統一性でもって信頼でき、

必要で有用なデータを維持管理すること。(2) このデータに俊敏なアクセスを供給する。(3) 裁判所支部の利用者にとっての満足度のレベルを向上させる。(4) 様々な人々にとって改善された裁判所へのアクセスを供給する。(5) 充分且つ確実な資金調達を確保すること、とされる。そしてCCAP計画の負うべき責任範囲は、(1) 裁判所ソフトの開発、(2) 裁判所ソフトウェアシステムを配備する、(3) コンピュータ・ネットワークと裁判所ソフトウェアをインストールする、(4) 裁判所職員がコンピュータとソフトウェアを使えるように訓練する、(5) 裁判所記録を転換する、(6) 他の郡のシステムへのインターフェイスを供給する、(7) 電話相談とオンサイトサポートをユーザーに供給する、(8) ネットワークを維持管理する、(9) プロジェクトを管理し、プロジェクト委員会へ報告する、となっている。

第五に、これまでの経緯と成果である。計画開始の1990年から1994年までのCCAPの成果として次のものが挙げられる。五つのバージョンの事件管理ソフトウェアがこれまでに世に送り出された。これにより様々な事件形態を扱えるようになり、機能と性能向上がはかれるようになった。バージョン1.0は、1991年3月、モデルとなる2郡(マラソン郡とアイオワ郡)に配布され、バージョン5.9は、あらゆる事件形態を扱うことができ会計処理機能も持つこととなり、1994年9月より配備可能となり、現在のところ8郡でインストールされている。コンピュータから出力されるデータの出力様式も、記録管理委員会において、それぞれのソフトウェア・バージョンにおける適切な書式がデザインされ承認されている。CCAPソフトウェアは、現在53種の書式と36の報告書を出力できる。付随的な報告書と書式は、個々のバージョンとサブバージョンにおいてシステムに今後も加えられ続けられる。会計処理ソフトウェア設計は、1991年後半に終了し、1992年8月にプログラミングされパイロットテストが始まった。この会計

処理機能は、子の扶養料を除いた、裁判所が受け取るあらゆる種類の金銭(たとえば、罰金、手数料、訴訟費用、損害填補)を扱うことができる。このソフトの設計検討回収副委員会は、不払いのままの交通事故、刑事事件における没取・罰金を回収するのに役立つ統合的な回収モジュールを作り出した。また各郡のデータをCCAPシステムに変換する計画も完了し、このプログラミングが、WCIS(ウィスコンシン裁判所情報システム)データをCCAPシステムに変換した。そして、会計分野における地域データベース情報の付加的変換も計画され実行されつつある。

インターフェイスの仕様は、CCAP計画のデータを他の機関でも受け取り共有可能となるように、インターフェイス小委員会により検討されてきている。この仕様は、警察、地区主席検事、刑務所、公設弁護人、郡財政、保護観察システムが事件管理ソフトウェアとインターフェイスが保てるように考えられている。1995年、バイラス郡は、法執行官(警察官)のラップトップ・コンピュータから裁判所、それから交通局へと出廷通告書を移送する試験を行う予定である。また、陪審管理システムも配備され、その利用者手引きも供給されている。

迅速なアプリケーションソフト開発を可能にするOS/2システム上での「プログラミング環境」モジュールが完成し、このプログラミング環境下で、ソフトウェア開発が続けられている。ソフトウェアのシステムデザイン書式が完成し、この書式が、小さな郡(1から2名の裁判官とされる)のA/REVシステム設計に基づいて、全州に広がるOS/2システムのあらゆる機能の仕様を形作っている。システム設計は、行政官、裁判官、巡回裁判所職員、代理書記官、データ処理の専門家を含めた、あらゆるレベルの裁判所機関から選ばれた全州の代表者からなるユーザー委員会によって見直される。小さな郡のA/REVソフトウェアは、数年間4つの小さな郡で稼働していたが、ワー

クステーションとプリンターのネットワークが導入され、裁判所記録ソフトウェアが実用化されるようになった。これらの郡で生じた多くの施策課題は、実験郡とCCAP推進委員会の検討によって解決され、他の郡はこの4の小さな郡の開拓的業績から多大な恩恵を受けている。この4郡は、1992年初頭に、最新バージョンのOS/2ソフトウェアに乗り換えている。各郡にCCAPシステムを巧く導入するのに必要となる仕事を詳述した「配備マニュアル」が作成され、ウィスコンシン州すべての72郡に1800以上のパソコンとワークステーションが配備され、コンピュータ・ネットワークが66郡において導入され、CCAPのOS/2版陪審管理ソフトウェアが54郡に配布されたのである。

第六に、教育である。初歩のワープロ、コンピュータ・リテラシー、上級のワープロ、表計算のための総合的なトレーニングカリキュラムが考案され、トレーニングは、約1800人の裁判所職員と裁判官に対し行われた。トレーニング・カリキュラムの一つは、パソコンユーザーをネットワークへと導くように、そしてネットワーク管理者とデータベース管理者を訓練できるように考案され、トレーニングは、ネットワークのある郡における職員と裁判官に対し行われた。別のトレーニング・カリキュラムは、OS/2の基礎と陪審管理ソフトウェアについてのものであり、CCAP陪審管理システムを使用している郡の職員に配布された。また他のトレーニング・カリキュラムは、様々な分野の事件（民事、家事、少額事件、刑事・交通、保護観察・少年、巡回裁判官事件）に特化されたCCAPのOS/2版事件管理ソフトウェアについて考案されたものである。

1993年4月から1994年3月の12か月間に、CCAPの無料電話相談に、20,700以上の電話がかかってきた。これは1か月あたり1,730通話になる。重大な問題についての電話相談

を追跡調査し、これをユーザーからの同様の電話相談への参考とするための問題処理の記録ソフトウェアも開発された。支援スタッフも郡での使用におけるあらゆるソフトウェア・ハードウェアについてのトレーニングを受けたのであり、裁判所実務経験のない新しい職員は、裁判所事務職員とともに裁判所業務を理解する様に研修を受けてきた。また、現金の収受、日毎月毎の金銭取り扱い業務のための教育カリキュラムも考案され、CCAP計画は、手動と自動の両者による試験を通じて両者によるシステムの整合性を確認するために財務監査手続方法を現在考案中である。

以上、The Legal Listを手がかりとして、アメリカで今現在行われている先進的なコンピュータ導入計画についての情報であった。このように、コンピュータ・ネットワークを利用することにより、今現在世界で起きている変化についてのタイムリーな情報を入手することは、以前のように時間差の伴うものではなく、時差無しで捉えられることがわかりただけだと思う。

4. おわりに

ここまで、マルチメディア化とネットワーク化がもたらすパーソナル・コンピューティングの変化の影響について述べてきたのであるが、本資料の締めくくりとして、これらが法学教育にどのようなインパクトをもたらすか考えてみたい。

法学教育へコンピュータを導入するのは、二つの方向性がある。第一は、コンピュータに限らず広く法情報を活用するための情報活用能力の育成をめざしていく法情報教育であり、第二は教育工学の分野におけるCAIのように、コンピュータを利用して教科の学習を支援するコンピュータ利用教育の二つである³⁰⁾。

前者に属するものとしての法情報教育は、こ

30) 赤堀侃司、『学校教育とコンピュータ』、NHKブックス679、1993年、43頁。

れまでの法学教育カリキュラム内で捉えうるものであり、コンピュータも情報処理手段の一つとして位置づけ、これにあった教育をすることが行われてきている。しかし後者のコンピュータを利用した教科教育はコンピュータ技術の影響が大きく左右するものであるが故に、いまだ確立した教育手法が形成されているわけではない。これは、今後の研究を待つべきものであろう³¹⁾。そこで、このコンピュータを利用した教科教育について、マルチメディア化とネットワーク化という二つの視点から考えてみることにする。

まず、マルチメディア化が法学教育にもたらす影響にはどのようなものがあるかである。さまざまな情報伝達手段を可能にするマルチメディア化が、即効的に法学教育に大きな効果があると思われるのは、ビデオの活用である。ビデオ教材の普及はめざましいものがあり、教材としてふさわしいものもかなりの数にのぼる。ビデオ教材の量的増加にともなう質的向上と映像と共に育ってきた学生の資質が相まって、今後の法学教育にはビデオ映像を活用することが必要となってこよう。しかし、ビデオは映像と音声を伴い非常に高密度の情報を伝達できる情報伝達手段であるが、致命的な欠陥は一方向の情報伝達手段であることに存する。この一方向性を解決するヒントとなるのが、インタラクティブといわれるマルチメディア化なのである。双方向性をもつ情報伝達、つまり教員が生徒との対話をしながら、生徒の理解度を斟酌し提供情報の量と質を調

整しつつ、一方で生徒からの質問にも答えられるという教育環境が、今後は開発されなければならないであろう。

次に、ネットワーク化が法学教育にもたらす影響である。法学教育が行われる場としての大学内におけるLANの普及は、教室を様変わりさせ教授内容にも影響をもたらすであろう。学内としては、学生の情報発信・収集にLANが活用されることは間違いない。大学のキャンパス内に敷設されたLANを活用するという事は、現状としては主として、情報収集と電子メールを活用するといった初歩的な段階にとどまるであろう。けれども、電子メールがもたらす新たなコミュニケーション手法は、教師と生徒という人間関係にも大きな影響をもたらすであろう。またLANやネットワークを活用した情報収集は、電子文字化された情報が自分のコンピュータ内に膨大な量となって入ってくることとなり、情報の収集よりも情報の処理に重点が置かれた教育が必要となろう。コンピュータ・ネットワークが広く社会一般に普及すれば、大学という限られた場所における法学教育でなくあらゆる場所での教育も可能となるのである。

最後に、今後の課題と方向性である。法学者が早急に取り組まなくてはならないのは、マルチメディア化した法学教材およびそれを活用するカリキュラムを作成することであろう。教材やカリキュラム作成は、実際に運用する者の手で作られるのが最善である。また、法学教育または法学教育に適したネットワー

31) コンピュータを利用した教育ソフトにはどのような種類があるかである。まず基本的なコンピュータ教育ソフトの形としては、練習によってある知識や手続きを定着させる目的のソフトとしてのドリル型、チューターつまり家庭教師のようにヒントや解説をしながら教える目的のソフトとしてのチュートリアル型がある。さらにコンピュータの特性を生かしたソフトの形としては、学習者が何らかのデータ入力して、ソフトがその入力に応じて変化するソフトとしてのシミュレーション型、学習者がその豊富なデータの中から目的とする情報を探して、資料データとして活用したり問題解決する目的のソフトとしてのデータベース型、ゲーム様式でゲームを通して問題の解き方を学習するソフトとしてのゲーム型がある。赤堀侃司、『学校教育とコンピュータ』、NHKブックス679、1993年、66頁参照。

クを作りあげるのも今後の課題となるであろう³²⁾。法学教育も法学研究もマルチメディア化とネットワーク化により、大きな変革を迫られているのである。

32) こうした研究成果の公表についても CD-ROM といった媒体を介して配布したり、インターネット上の www サーバー形式で一般公開するというものも考え得るものである。